

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成27年3月20日
【会社名】	株式会社ウエスコホールディングス
【英訳名】	Wesco Holdings Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山地 弘
【本店の所在の場所】	岡山市北区島田本町2丁目5番35号
【電話番号】	086(254)6111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 大倉 一夫
【最寄りの連絡場所】	岡山市北区島田本町2丁目5番35号
【電話番号】	086(254)6111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役経営管理本部長 大倉 一夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成27年3月20日開催の取締役会において、平成27年5月1日を効力発生日として、株式会社ウエスコ（以下、「ウエスコ」といいます。）を分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割（以下、「本件分割」といいます。）を行うことを決議し、平成27年3月20日付で吸収分割契約を締結しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該吸収分割の相手会社についての事項

① 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社ウエスコ
本店の所在地	岡山市北区島田本町2丁目5番35号
代表者の氏名	代表取締役社長 松原 利直
資本金の額	100,000千円（平成26年7月31日現在）
純資産の額	11,026,169千円（平成26年7月31日現在）
総資産の額	13,380,720千円（平成26年7月31日現在）
事業の内容	総合建設コンサルタント事業

② 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益 （連結）

（単位：千円）

決算期	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期※
売上高	8,341,805	8,460,869	—
営業利益	180,704	278,239	—
経常利益	225,312	372,589	—
当期純利益	153,781	230,709	—

※平成26年7月期については、連結財務諸表を作成していないため記載しておりません。

（単体）

（単位：千円）

決算期	平成24年7月期	平成25年7月期	平成26年7月期
売上高	6,664,068	6,815,993	8,368,664
営業利益	89,814	202,711	950,540
経常利益	197,336	322,986	1,051,322
当期純利益	154,063	214,441	815,666

③ 大株主の名称および発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合

大株主の名称	発行済株式の総数に占める 大株主の持株数の割合（％）
株式会社ウエスコホールディングス	100％

④ 提出会社との間の資本関係、人的関係および取引関係

資本関係	当社は、ウエスコの発行済株式数の100%を保有しています。
人的関係	提出日現在において、当社より取締役を派遣しており、当社の従業員が出向しています。
取引関係	当社は分割会社との間で経営指導委託契約を締結しており、また分割会社所有の建物を賃借しています。

(2) 当該吸収分割の目的

当社は、平成26年2月3日付で、ウエスコによる単独株式移転の方法によって、当社グループの経営管理業務を行う目的で設立されました。本再編は、ウエスコが保有している有価証券、投資有価証券および不動産等の資産管理に係る事業に関して有する権利義務の一部（承継資産に対するものに限る）を当社が承継するものであり、当社がこれらを一括管理することで、当社グループにおける経営資源のさらなる有効活用を図り、当社グループの一層の発展を目指すものであります。

(3) 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容およびその他の吸収分割契約の内容

① 吸収分割の方法

当社の100%子会社であるウエスコを分割会社とし、当社を承継会社とする吸収分割です。

② 吸収分割に係る割当ての内容

分割会社であるウエスコは当社の100%子会社であり、当該吸収分割に際して、当社はウエスコに対し対価を交付しません。

③ その他の吸収分割契約の内容

(i) 吸収分割の日程

平成27年3月20日 吸収分割契約承認取締役会

平成27年3月20日 吸収分割契約締結

平成27年5月1日 分割効力発生日（予定）

(ii) その他の内容

後記のとおりです。

(4) 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

該当事項はありません。

(5) 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額および事業の内容

商号	株式会社ウエスコホールディングス
本店の所在地	岡山市北区島田本町2丁目5番35号
代表者の氏名	代表取締役社長 山地 弘
資本金の額	400,000千円
純資産の額	現時点では確定していません。
総資産の額	現時点では確定していません。
事業の内容	傘下グループ会社の経営管理およびそれに付帯する業務

(以下、吸収分割契約書)

吸収分割契約書

株式会社ウエスコホールディングス（以下「甲」という。）および株式会社ウエスコ（以下「乙」という。）は次の通り、吸収分割契約を締結する。

第1条（吸収分割）

乙は、その資産管理に係る事業（以下、「本件事業」という。）に関して有する権利義務の一部を、吸収分割の方法により甲に承継させる（以下「本件吸収分割」という。）。。

第2条（吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所）

本件吸収分割における吸収分割会社および吸収分割承継会社の商号および住所は、次のとおりである。

甲 商号：株式会社ウエスコホールディングス

住所：岡山県岡山市北区島田本町2丁目5番35号

乙 商号：株式会社ウエスコ

住所：岡山県岡山市北区島田本町2丁目5番35号

第3条（吸収分割承継会社が承継する権利義務）

本件吸収分割に際し、甲が乙から承継する権利義務は、別紙「承継権利義務明細」記載の資産および契約ならびにこれらに関する権利義務とする。なお、乙は、第7条に定める本件吸収分割の効力発生日より前に起因する一切の簿外債務・偶発債務を承継しない。

第4条（吸収分割承継会社による承継会社株式の承継）

本件吸収分割により乙が甲に承継させる資産には甲株式が含まれ、甲が取得した甲株式は自己株式となる。

第5条（吸収分割対価の交付）

本件吸収分割に際し、甲は乙に承継権利義務の対価を交付しないものとする。

第6条（吸収分割承継会社の資本金および資本準備金の増加額）

甲は、本件吸収分割により資本金及び資本準備金の額を変更しない。

第7条（効力発生日）

効力発生日は、平成27年5月1日とする。ただし、本件吸収分割手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議のうえ、これを変更することができる。

第8条（分割承認決議）

1. 甲は、会社法第796条第3項の定めに従い、同法第795条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。
2. 乙は、会社法第784条第1項の定めに従い、同法第783条第1項に定める株主総会の承認を得ることなく本件吸収分割を行う。

第9条（善管注意義務）

乙は本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもって財産の管理および営業の執行を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議のうえ、これを行うものとする。

第10条（登記等費用の負担）

1. 甲および乙は、甲が承継する権利義務のうち、登記、登録、通知、承諾その他の手続をその移転または対抗要件具備のために必要とするものについては、相互に協力して必要となる手続を行うものとする。
2. 前項に定める手続に要する費用（公租公課を含む。）の負担については、自らの実施する手続に係る費用を各自負担する。

第11条（分割条件の変更または分割契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事情により、甲若しくは乙の財産及び経営状態に重要な変動を生じたとき、または隠れたる重大な瑕疵が発見された場合には、甲乙協議のうえ、分割条件を変更しまたは本契約を解除できる。

第12条（競業禁止義務）

乙は、本件吸収分割の効力発生後においても、会社法第21条第1項に定める競業禁止義務を負わない。

第13条（本契約の効力）

本契約は、効力発生日までに、法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、または本件吸収分割の実行に重大な影響をきたす条件または制約等が付された場合には、その効力を失う。

第14条（規定外条項）

本契約に規定するもののほか、本件吸収分割に関して協議すべき事項が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを決定するものとする。

以上

上記契約の成立を証するため、本契約書1通を作成し、甲がその原本を、乙がその謄本を保有するものとする。

平成27年3月20日

（甲） 岡山県岡山市北区島田本町2丁目5番35号
株式会社ウエスコホールディングス
代表取締役社長 山地 弘

（乙） 岡山県岡山市北区島田本町2丁目5番35号
株式会社ウエスコ
代表取締役社長 松原 利直

(別紙)

承継権利義務明細

本件吸収分割により甲が乙より承継する権利義務は、下記のとおりとする。

1. 資産

本件吸収分割によって乙から甲へ承継する資産は、乙の平成27年1月31日現在の貸借対照表を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した次に記載するものとする。

- (1) 流動資産 乙が本件事業に関連して有する現預金、有価証券、親会社株式およびその他の流動資産。
- (2) 固定資産 乙が本件事業に関連して有する投資有価証券、土地、建物、建物附属設備及びその他の固定資産。

2. 雇用契約等

本件吸収分割において承継対象となる雇用契約は存在しない。

以上